

耐震診断・耐震改修等事業について（概略一覧）

1. 耐震診断事業

- 必須条件 （１）町内に存在する戸建て木造住宅で、所有者の居住に使用されている。
 （２）在来軸組構法、桝組壁工法、伝統的構法であり、3階以下のもの。

事業	要件	補助率
耐震診断	平成12年5月31日以前に着工	10分の9 上限135,000円
	平成28年熊本地震で被災した	3分の2 上限68,000円

2. 耐震対策事業

- 必須条件 （１）町内に存在する戸建て木造住宅で、所有者の居住に使用されている。
 （２）在来軸組構法、桝組壁工法、伝統的構法であり、3階以下のもの。
 （３）耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるもの。

事業	要件	補助率
耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助	昭和56年5月31日以前に着工又は、高齢者等（65歳以上）が居住するもの	10分の9 上限157.5万円
	昭和56年5月31日から平成12年5月31日の間に着工したもの	60分の53 上限132.5万円
	平成28年熊本地震で被災した	5分の4 上限115万円
耐震改修設計費補助	平成12年5月31日以前に着工したもの	3分の2 上限20万円
	平成28年熊本地震で被災した	3分の2 上限20万円
耐震改修工事費補助	平成12年5月31日以前に着工したもの	23%以内 上限60万円
	平成28年熊本地震で被災した	23%以内 上限60万円
建替え設計費及び建替え工事費の一括補助	昭和56年5月31日以前に着工又は、高齢者等（65歳以上）が居住するもの	10分の9 上限157.5万円
	昭和56年5月31日から平成12年5月31日の間に着工したもの	60分の53 上限132.5万円
	平成28年熊本地震で被災した	5分の4 上限115万円
建替え工事費補助	平成12年5月31日以前に着工したもの	23%以内 上限60万円
	平成28年熊本地震で被災した	23%以内 上限60万円